

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	ValueDoor利用規定(2019年11月改定)	ValueDoor利用規定(2020年5月改定)
2	第5条 本人確認	ValueDoor認証により以下の各項に定めるいずれかの場合の確認が取れた時点で、当行は正当な契約者による使用であると認めることができるものとします。 ただし、当行所定の取引については、ValueDoor認証に加え、ValueDoor追加認証での本人確認が取れた時点で、当行は正当な契約者による使用であると認めることができるものとします。ValueDoor追加認証における本人確認は、ValueDoor追加認証にかかる利用規定で定めるものとします。 (1)パスワード認証 ・ValueDoorIDとValueDoorパスワードが、当行に登録されているものと一致した場合 ・ValueDoorIDと初期パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合 (2)電子認証 ・電子データが電子証明書に記載されている公開鍵に対応する秘密鍵を用いて作成されたものであることの確認、電子証明書の有効性検証確認、および電子認証専用パスワードが当行に登録されているものと一致した場合 ・ダウンロードIDと初期パスワード(第4条(1)②i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときは、電子認証専用パスワード)が、当行に登録されているものと一致した場合 (3)ICカード認証 ValueDoorIDが当行に登録されているものと一致し、かつ、「ValueDoorICカード認証サービス利用規定」にて定める「有効性確認」で「有効」の回答が得られた場合	当行がValueDoor認証により以下の各項に定めるいずれかの場合の確認が完了した時点で、当行はかかる利用が正当な権限を有する者による利用であると認めることができるものとします。 ただし、当行所定の取引については、ValueDoor認証に加え、ValueDoor追加認証での本人確認が取れた時点で、当行は正当な権限を有する者による利用であると認めることができるものとします。ValueDoor追加認証における本人確認は、ValueDoor追加認証にかかる利用規定で定めるものとします。 (1)パスワード認証 ・ValueDoorIDとValueDoorパスワードが、当行に登録されているものと一致した場合 ・ValueDoorIDと初期パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合 (2)電子認証 ・電子データが電子証明書に記載されている公開鍵に対応する秘密鍵を用いて作成されたものであることの確認、電子証明書の有効性検証確認、および電子認証専用パスワードが当行に登録されているものと一致した場合 ・ダウンロードIDと初期パスワード(第4条(1)②i.(ウ)の場合において、当行が特に認めたときは、電子認証専用パスワード)が、当行に登録されているものと一致した場合 (3)ICカード認証 ValueDoorIDが当行に登録されているものと一致し、かつ、「ValueDoorICカード認証サービス利用規定」にて定める「有効性確認」で「有効」の回答が得られた場合

項番	掲載場所	改定前	改定後
3	第7条 Web申込	(1)契約者は端末から当行所定の方法で管理専用IDまたは管理専用ID(副)(別途当行所定の方法にて本機能の利用権限を制限している場合を除きます)を用い、以下の手続ができるものとします(以下「Web申込」といいます)。 ①パスワード認証方式または電子認証方式の利用者IDの新規登録および削除の申込 ②パスワード認証方式にてパスワードを失念した場合や第4条(1)①d.の取扱いによりValueDoorの利用が停止している場合の初期パスワード再登録の申込 ③基本サービスにおける当行所定の事項の申込 ④当行所定の個別サービスの利用申込 ⑤ValueDoor追加認証における当行所定の事項の申込 (2)契約者はWeb申込を利用する場合、当行所定の方法により申込手続を行うものとします。 (3)当行は当行所定の方法によりWeb申込が可能な申込の範囲を変更する場合があります。	(1)契約者は端末から当行所定の方法で管理専用IDまたは管理専用ID(副)(別途当行所定の方法にて本機能の利用権限を制限している場合を除きます)を用い、以下の手続ができるものとします(以下「Web申込」といいます)。 ①パスワード認証方式または電子認証方式の利用者IDの新規登録および削除の申込 ②パスワード認証方式にてパスワードを失念した場合や第4条(1)①d.の取扱いによりValueDoorの利用が停止している場合の初期パスワード再登録の申込 ③基本サービスにおける当行所定の事項の申込 ④当行所定の個別サービスの利用申込 ⑤当行所定の個別サービスまたは指定された口座の変更 ⑥当行所定の個別サービスの解約 ⑦ValueDoor追加認証における当行所定の事項の申込 (2)当行は当行所定の方法によりWeb申込が可能な申込の範囲を変更する場合があります。 (3)当行が、Web申込を受け付け、当行所定の手続が完了した時点でWeb申込にかかる事項の効力が発生するものとします。なお、Web申込がなされた場合であっても、当行の判断によりWeb申込の全部または一部を承諾せず、当該Web申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。 (4)Web申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により適法かつ有効に当該Web申込がなされたものとみなし、当該Web申込後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。